

統計制度改革で検討されている新たな制度への対応

新たな統計制度として検討されている、行政記録の活用、ビジネスフレームの整備、統計データの二次的利用等は、個人情報や企業の非公開情報などを取り扱うものであり、秘密の保護等の観点から高い公共性と専門的な統計情報の処理能力が求められるものである。

1 現状

統計制度改革検討委員会において、同委員会の前身である経済社会統計整備推進委員会が取りまとめた「政府統計の構造改革に向けて（平成 17 年 6 月 10 日）」の報告を踏まえつつ、統計制度の抜本的な見直しについて検討がなされており、改革に向けた基本的な枠組みや今後の検討課題等について、「中間整理」が取りまとめられた。

なお、「中間整理」では、以下（抜粋）のことが述べられている。

「中間整理」（平成 18 年 3 月 9 日統計制度改革検討委員会資料）（抜粋）

5 行政記録の統計への活用

ア 統計作成にあたっての正確性・効率性の向上、報告者負担の軽減等の観点から、各種の登録・届出等に基づく情報（行政記録）で統計作成に活用し得るものを以下の用途に積極的に活用することとし、そのための制度的な仕組みを設けることとする。

行政記録の統計化

調査統計の補完、一部代替、調査対象の捕捉

ビジネスフレーム（事業所・企業に関する共通の母集団情報）の整備

（中略）

6 ビジネスフレーム（事業所・企業に関する共通の母集団情報）の整備

ア 事業所・企業に関する母集団情報を通じた統計作成の正確性及び効率性の向上並びに報告者負担の軽減を目的とし、政府の統計作成機関において共通に利用される母集団情報システム（ビジネスフレーム）を新たな法制度において位置づけた上で、主要な収録事項、使用者の範囲等を明らかにし、ビジネスフレームの設置者による維持・管理に当たっての規律、ビジネスフレームを利用する機関に関する規律を整備することとする。

(中略)

イ ビジネスフレームは「司令塔」が設置し、その維持・管理に当たることとする。ビジネスフレームの維持・管理に関して、以下の規律を整備することとする。

ビジネスフレームの作成・更新のための関係機関・団体等への情報提供の要請
ビジネスフレームの作成・更新のための、統計調査の調査票及び行政記録の利用
ビジネスフレーム及びその作成・更新のための各種情報（調査票及び行政記録）

の適正管理

業務に関して知り得た秘密の保護
ビジネスフレームの目的外利用の禁止
外部委託に際しての安全管理

(中略)

ウ ビジネスフレームの利用に関して、以下の規律を整備することとする。

ビジネスフレームの利用に当たっての必要事項（利用目的、必要とする情報等）

の届出

ビジネスフレームから提供された情報の適正管理、秘密保護
ビジネスフレームから提供された情報の目的外利用の禁止
統計の公表に際してのビジネスフレームの情報をういた旨の表示

(中略)

7 統計データの二次的利用の促進 / 統計調査の民間開放

統計データの二次的利用の促進及び統計調査の民間開放に係る法制度の在り方については、総務省「統計法制度に関する研究会」が昨年12月に取りまとめた報告書「中間取りまとめ」において、統計法制上講ずべき措置に係る基本的な考え方や具体的な対応方策が示されている。

本委員会としては、同報告書に対して本委員会の委員から提出された意見も含め本委員会のこれまでの議論や、本中間整理に示した新たな法制度に係る基本的な考え方等も踏まえて、同研究会が最終報告に向けた今後の検討を進めることを期待する。

本委員会においても、ビジネスフレームに関する法制度との関わりから調査対象名簿作成等のための調査票の使用に関する法制上の取扱いを検討するとともに、統計データの一層の有効活用を図る観点から統計データアーカイブについて制度上の課題や基本的な考え方等を整理することとする。

(以下略)

「統計法制度に関する研究会報告書（中間とりまとめ）の概要」～2次的利用関係抜粋～

オーダーメイド集計の実施、匿名標本データの作成・提供

新たな2次的利用の形態として制度化し、法制度上明確に位置付けることにより、統計データの多様な利用を促進。

（使用者の範囲の学術研究目的等への拡大、調査実施者の努力義務、**独立行政法人等への業務の委託**、手数料の徴収、第3者機関による匿名性の審査（匿名標本データのみ）等の規定を整備。

2 取組

「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）では、「秘密の保持の観点等から民間委託になじまない製表等の事務については、その効率性等を踏まえつつ、独立行政法人統計センター等への委託を推進する。」とされているところであり、統計センターでは、統計制度改革において検討されているビジネスフレームの整備や統計データの2次的利用の促進等に係る業務について、国の要請に応じて、これまで培った統計データの加工処理や秘匿処理などの専門的技術・研究成果を活用し積極的に対応していく必要がある。